

佐中広認第29号
令和2年5月8日

各申請代行業所 御中

佐賀中部広域連合
認定審査課長 野方 敏英
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて（通知）

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、本広域連合における介護保険事業に御理解、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、標記について、緊急事態宣言を受け、令和2年4月20日付け佐中広認第14号の通知により取り扱ってきたところではありますが、緊急事態宣言が延長されたこと、また、それに伴い、佐賀県の自粛要請が一部緩和されたことにより、下記のとおりその取扱いを一部変更いたします。

なお、この取扱いは、状況等の変化に伴い、随時変更する場合があります。

記

4月17日からの特例措置として「緊急宣言を受けての取扱い」により認定調査を実施していませんでしたが、5月7日以降は適用せず、当面の間、「要介護認定の臨時的な取扱いの基本的考え方」により、認定調査を行うこととします。

なお、認定調査にあたっては、3密を避ける対策、手指等の消毒やマスク着用などの対策を十分にとり、出来るだけ短時間で行えるように努めます。

※参考までに裏面に「要介護認定の臨時的な取扱いの基本的考え方」を掲載します。

佐賀中部広域連合 認定審査課 中島
TEL 40-1132

要介護認定の臨時的な取扱いの基本的考え方

申請の種類にかかわらず、通常どおり、申請書の提出は必要です。

ただし、基本的な取り扱いについては、以下のとおりとなりますので、認定結果が出るまでに時間を要することがあります。

(1)新規申請、変更申請

施設や病院等において入所者等との面会禁止の措置により認定調査が困難な場合は、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施します。

(2)更新申請

以下の理由により認定有効期間満了日までに認定調査を実施することが出来なかった場合は、認定有効期間を12ヶ月延長します。延長の手続きが終わり次第、被保険者証を新たに発行します。

なお、この取り扱いについては、臨時的措置であるため、面会を中止しているなどの書類等の提出は求めず、事実確認がとれれば適用します。

- i) 介護保険施設や病院等が面会禁止等の措置を講じることにより、認定調査が実施できない場合
- ii) 調査対象である被保険者やご家族が、感染を危惧し、認定調査を拒否される場合
- iii) 立会人が県外在住のため、感染防止の観点から立ち合いを求めることが適当でないと判断した場合
- iv) 認知症等の方で家族等の立会人がいないことにより状況の把握が難しいと判断した場合
- v) その他感染拡大防止の観点により調査が出来ない場合